

林業事業体 I C T 技術等導入支援事業実施要領

令和 2 年 4 月 1 日付け森第 1 4 1 号
令和 3 年 3 月 2 5 日付け森第 9 4 5 号
令和 4 年 4 月 7 日付け森経第 4 3 号
令和 5 年 4 月 7 日付け森経第 2 9 号
令和 6 年 4 月 4 日付け森経第 3 1 号
令和 8 年 4 月 1 6 日付け森経 9 4 号

第 1 目的

林業事業体が I C T 技術等を導入し、森林資源情報の管理、木材生産や流通管理等における低コスト化や労働作業の省力化を進めるとともに、これらを担う人材を育成することを目的とする。

その取扱いは、地域未来交付金（地域未来推進型）交付要綱（インフラ整備事業を除く。）（令和 8 年 3 月 2 日付け府地創第 5 0 号、府地事第 9 3 号）、岐阜県補助金等交付規則（昭和 5 7 年岐阜県規則第 8 号。以下「規則」という。）、岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成 1 8 年 4 月 1 日付け林第 7 号林政部長通知。以下「要綱」という。）及び岐阜県林政部所管補助金等確認要領（平成 1 8 年 4 月 1 日付け林第 6 5 号林政部長通知。以下「確認要領」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第 2 事業内容等

1 補助事業者等

(1) 補助事業者

「岐阜県林業経営体に関する公表要領（令和 8 年 3 月 2 6 日付け森経第 1 1 0 4 号林政部長通知）」に定める民間事業者のうち、同要領に基づき登録・公表された林業経営体（以下、「選定経営体」という。）とする。

ただし、次項（2）に規定する補助対象経費のうち、労働災害の防止又は軽減を目的とした I C T 技術等の導入に係る備品・資機材導入経費、レンタル経費、システム利用経費及び業務委託経費については、前段の規定にかかわらず、林業事業体を補助事業者とする。

(2) 補助対象経費

森林資源情報の管理、木材生産や流通管理等における低コスト化及び労働作業の省力化を図るため、並びに労働災害対策を目的とした I C T 技術等の導入に係る、別表 1 に掲げる経費とする。

(3) 補助率

事業費（消費税を除く）の 1 / 2 以内とする。

ただし、1 事業当たりの補助金額の上限は 2, 000 千円を上限とする。

(4) 受益者

受益者数は、5 戸以上とする。

第 3 実施要望書の提出

1 補助事業者は、実施要望書（別記第 1 号様式）を、所管する農林事務所長（以下「所

長」という。)が別に定める期日までに提出する。

- 2 所長は、実施要望書の写しを林政部長（以下、「部長」という。）に提出するものとする。

第4 事業の内示

- 1 部長は、実施要望書の内容を審査し、補助金の交付予定額を決定のうえ、所長に通知するものとする。
- 2 所長は、前項の通知に基づき、補助事業者の内示するものとする。

第5 補助金の交付申請

補助事業者は、事業の内示を受けたときは、規則第4条に基づく補助金交付申請書（要綱第1号様式）に第6に定める書類を添えて所長に提出するものとする。

第6 交付申請書の添付書類

- 1 要綱第4条の交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画書（別記第2号様式）
備品・資機材の内容が分かる資料及び事業費が確認できる見積書等
 - (2) 収支予算書（別記第3号様式）
 - (3)（該当する場合）交付決定前着手届（別記第4号様式）

第7 補助金の交付決定

- 1 所長は、補助金交付申請書の内容を審査し適当と認めるときは、補助金交付決定通知書（別記第5号様式）を補助事業者に通知するものとする。
- 2 補助事業者は、交付決定の内容に従い事業を実施するものとする。

第8 事業内容の変更

- 1 補助事業者は、補助金の交付決定後において、補助対象事業費の20%を超える増減が生じる場合は、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定に関わらず、補助金の増減を伴わない経費配分の変更であって補助対象事業費の20%以内の増減の場合については、軽微な変更として、所長への届出により足りるものとする。

第9 事業着手の制限

- 1 事業の着手は、原則として交付決定後とする。
- 2 当該年度内においてやむを得ない事情により交付決定前に着手する必要がある場合は、補助金交付申請書を所長に提出した日以降に限り、その理由を具体的に明記した交付決定前着手届（別記第4号様式）を所長に提出するものとする。

第10 実績報告書の提出

- 1 補助事業者は、事業終了後、規則第13条に基づく実績報告書（要綱第6号様式）に次の書類を添えて所長に提出するものとする。

(1) 事業実績書（別記第2号様式）

事業費が確認できる書類等

(2) 収支決算書（別記第3号様式）

2 所長は、実績報告書の提出を受けたときは、確認要領に基づき事業内容の確認を行うものとする。

第11 補助金額の確定

1 所長は、第10の2の確認の結果、事業内容が適正であると認めるときは、規則第14条に規定する額の確定を行うとともに、補助金額の確定通知書（別記第6号様式）を補助事業者へ通知するものとする。

2 所長は、額の確定後速やかに実績報告書に確認調書及び額の確定の写しを添付して部長へ報告するものとする。

第12 取組成果の報告

備品・資機材を購入した補助事業者は導入翌年度から2年間、取組成果報告書（別記第7号様式）を、所管する農林事務所を経由のうえ、2月末日までに部長へ提出するものとする。

また、県が主催するICT技術等普及啓発の成果報告会に協力するものとする。

別表1

補助事業者	補助対象経費
選定経営体	<ul style="list-style-type: none">・ 備品・資機材購入経費・ レンタル経費・ システム利用経費（同一サービスは初年度の1回のみ）・ 外部委託経費（同一サービスは初年度の1回のみ）
林業事業体	労働災害の防止又は軽減を目的とするICT技術等の導入に係る以下の経費とする。 <ul style="list-style-type: none">・ 備品・資機材購入経費・ レンタル経費・ システム利用経費（同一サービスは初年度の1回のみ）・ 外部委託経費（同一サービスは初年度の1回のみ）

附則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月7日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月7日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月4日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和8年4月16日から施行する。
- 2 この要領の施行の日から令和9年3月31日までの間においては、次に掲げる要領に基づき登録された林業経営者又は育成経営体は、第2条第1項に規定する選定経営体とみなすものとする。
 - (1) 岐阜県意欲と能力のある林業経営者選定・登録・公表要領
(平成31年3月28日付け森第870号林政部長通知)
 - (2) 岐阜県林業経営体に関する情報の登録・公表要領
(令和2年3月23日付け森第692号林政部長通知)

林業事業体ICT技術等導入支援事業 実施要望書

補助事業者名：

1. 現状と課題

2. 事業内容と経費負担等

事業の内容	事業費（円）	補助対象経費（円）	負担区分(円)		受益者数	備 考
			補助金	自己負担		
事業期間： ～ 実施場所：						() 選定経営体 () 上記以外の林業事業体
計						

- 注1： 「事業の内容」欄に記入した内容が分かる資料（パンフレット等）を添付願います。
 注2： 「事業費」欄に、税込金額を記入するとともに、事業費が確認できる見積書等を添付願います。
 注3： 「受益者数」欄に、人数の記入とともに、5者までは受益者の代表を具体的に記入すること。
 注4： 「備考」欄に補助事業者が該当するものに○印を記入願います。

3. 取組の目的、達成手段など

(1) 取組の目標

(2) 目標達成の考え方

(3) 目標達成の手段

林業事業体 I C T 技術等導入支援事業 事業計画書 (実績書)

1. 事業の目的

2. 事業の内容及び経費の区分

(1) 事業の内容

備品・資機材名	区分	規格・形式	全体事業費 (円)	受益戸数 (戸)	備考
計	—	—			

注：・区分欄には、購入、レンタル、システム利用、業務委託の別を記入してください。

・備品・資機材の内容が分かる資料（パンフレット等）と事業費の確認できる見積書等を添付してください。

(2) 経費の配分

区分	全体事業費 (円) A+B+C	補助対象経費 (円)	経 費 区 分			備考
			県費 (円) A	市町村 (円) B	その他 (円) C	
事業費						
計						

注：全体事業費は税込金額で、補助対象経費は税抜価格とします。

3. 事業予定（完了）年月日 年 月 日

4. 3年間の利用計画（実績）とスケジュール

区分	内 容	取組報告方法
1年目		
2年目		取組成果報告書による
3年目		取組成果報告書による

注：レンタル、システム利用、業務委託の場合は1年目のみ記載すること。

5. 取組目標の設定

項 目	具体的な目標値	備 考

6. 取組の評価者

氏 名	所 属	備 考

注1：「6. 取組の評価者」は実績報告時に記入すること。

注2：評価者には導入した技術等の専門家や有識者を事業者が選任し、技術指導や実施事業内容の評価を受けること。

別記第3号様式（第6・第9関係）

林業事業者ICT技術等導入支援事業 収支予算（決算）書

1 収入の部

区 分	予算額（決算額）	備考
補助金	円	
自己負担金	円	
計	円	

2 支出の部

区 分	予算額（決算額）	備考
事業費	円	
計	円	

注：「備考」欄に積算内訳を記入願います。

年 月 日

農林事務所長 様

住 所
事業体名
代表者名

補助金交付決定前着手届

年度 林業事業体 I C T技術等導入支援事業について、下記のとおり補助金交付決定前に着手したいので、別記誓約事項を付してお届けします。

記

事業主体名	
着手予定年月日	年 月 日
完了予定年月日	年 月 日
補助金交付決定前着手の理由	

誓約事項

- 1 補助金交付決定を受けるまでの期間に、天災、地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、 が負担する。
- 2 補助金交付決定を受けた補助金額が交付申請額に達しない場合においても異議がない。
- 3 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間内においては、計画の重要変更は行わない。

様

農林事務所長

年度 岐阜県森林・林業対策事業補助金の交付決定について（通知）

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度森林・林業対策事業補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので、同規則第7条の規定により通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、
年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度 林業事業体 I C T技術等導入支援事業とし、その内容は申請書に記載されているとおりとする。
- 2 補助事業に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとする。
補助事業に要する経費 円
補助金の額 円
- 3 補助事業に要する経費及び補助金の額の区分は、申請書に記載されているとおりとする。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地方創生推進交付金交付要綱、岐阜県補助金等交付規則、岐阜県森林・林業対策事業補助金等交付要綱、及びその他関係通知に従わなければならない。
- 5 補助金交付の条件は、前記4に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - （1）補助事業者は、補助事業の内容を変更（知事が定める軽微な変更を除く。）しようとする場合は、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。
 - （2）補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ所長の承認を受けなければならない。
 - （3）補助事業者は、補助事業を 年3月31日まで完了させなければならない。予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに所長に報告してその指示を受けなければならない。
 - （4）補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具について

ては、取得価格 50 万円以上のもの) について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令 (昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。) に定められている耐用年数に相当する期間 (ただし、大蔵省令に期間の定めがない財産については期間の定めなく。) においては、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容 (金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項) が交付申請書に記載してある場合は、次に掲げる条件の全てを満たすときに、補助金の交付の決定をもって知事の承認を受けたものとする。

ア 担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に補助率を乗じた金額を納付すること

イ 本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと

- (5) 前号による補助事業者の承認に際し、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を補助事業者へ納付させることがある。
- (6) 補助事業者は、補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して 5 年間整理保管しなければならない。

6 所長は、補助事業者が所長の付した条件に違反した場合、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

第 号
年 月 日

様

農林事務所長

年度 岐阜県森林・林業対策事業補助金の額の確定について（通知）

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度森林・林業対策事業補助金については、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号）第14条の規定により下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

- 1 事業名 林業事業者ICT技術等導入支援事業
- 2 確定補助金額 円

林業事業体ICT技術等導入支援事業 取組成果報告書

補助事業者名：

連絡担当者：

1. ICT技術等の導入内容

導入機種	内 容	導入年	事業費(千円)	備考

2. 取組目標と評価方法

取組目標	取組実績（ 年度）	評価（有識者の意見）

【評価者】氏名：

所属：

3. 事業の取組概要（ 年度）

【取組内容】
【取組効果】

注：取組内容の分かる写真やデータ等があれば報告書に添付願います。

4. 次年度の取組内容と今後の課題

【今後の課題】
【次年度の取組みとスケジュール】

注：より効果を高めるための次年度の取組みや、今後の課題を具体的に記入してください。